第179回

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月13日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)



梅田芸術劇場 メインホール 大阪市北区茶屋町19番1号

(末尾ご案内図ご参照)



第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 目次

第179回 定時株主総会招集ご通知	1 1
株主総会参考書類・・・・・・・	. 5
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
連結計算書類 ・・・・・・・・・	35
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
監査報告書・・・・・・・・・	39

阪急阪神ホールディングス株式会社

証券コード9042

株 主 各 位

大阪府池田市栄町1番1号 / 本社事務所 大阪市北区芝田一丁目16番1号 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役社長角 和 夫

第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成29年6月13日(火曜日) 午前10時
- **2.** 場 所 大阪市北区茶屋町19番1号

梅田芸術劇場 メインホール (末尾ご案内図ご参照)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第179期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2. 会計監査人及び監査役会の第179期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- ◎ 事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況」「会社の株式に関する事項」「新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「株式会社の支配に関する基本方針」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人(本総会において議決権を有する他の株主様 1 名に限らせていただきます。)に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類(委任状)並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに 到着するよう、ご返送ください。

行使期限 平成29年6月12日(月曜日) 午後5時50分まで



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年6月12日(月曜日) 午後5時50分まで

◎ 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ) から、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(平成29年6月12日(月曜日))の営業時間の終了時(午後5時50分)まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら本頁末尾記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. 議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「**仮パスワード**」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせて いただきます。

郵送及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

郵送及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご案内

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク) **電話: 0120 - 173 - 027**(受付時間/9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループにおきましては、グループ経営機能を担う当社のもと、中核会社を中心として、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めてまいりました。当社では、安定的な配当を実施するとともに、総還元性向25%を株主還元の指標と位置付けて自己株式の取得に取り組んでいくことを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- ※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合
- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金17円50銭 総額 43億8,916万4,430円

- ※ なお、中間配当金として1株につき17円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき35円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月14日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 株主総会の招集権者及び議長を取締役社長から取締役会長に変更するものであります(変更 案第15条ご参照)。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性を高めるため、また、相談役を選定していない現状に鑑み、相談役の選定に関する規定を削除するものであります(現行定款第24条ご参照)。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを 招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役 会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長と なる。	(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを 招集し、議長となる。 <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、</u> <u>取締役社長が、</u> 取締役社長に事故がある ときは、取締役会においてあらかじめ定め た順序に従い、他の取締役が株主総会を 招集し、議長となる。
(相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって相談 役を選定することができる。_	<削除>
第 <u>25</u> 条〜第 <u>40</u> 条 <条文の記載省略>	第 <u>24</u> 条〜第 <u>39</u> 条 <条数を繰り上げ、条文は現行どおり>

(注) 下線は、変更部分を示します。

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(14名)が任期満了となります。つきましては、取締役会の 監督機能を強化し、経営の透明性を確保するため、取締役の員数を減じ、取締役9名の選任をお願 いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	<mark>再任</mark> *** 角 和 夫 (昭和24年4月19日生)	昭和48年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成12年6月 同 取締役 平成14年6月 同 常務取締役 平成15年6月 同 代表取締役社長 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社代表取締役社長 平成18年10月 当社代表取締役社長(現在) 平成20年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ取締役(現在) 平成26年3月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長(現在)	35,340株
2	再任 *** *** *** が がる 杉 山 健 博 (昭和33年11月20日生)	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成18年6月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役 平成19年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 平成28年6月 同 代表取締役副社長 平成28年6月 当社代表取締役副社長(現在) 平成28年6月 阪神電気鉄道株式会社取締役(現在) 平成28年10月 株式会社阪急交通社取締役(現在) 平成28年10月 株式会社阪急を通社取締役(現在) 平成29年4月 阪急電鉄株式会社代表取締役社長(現在)	20,850株
3	<mark>再任</mark> 社外取締役候補者 いの うえ のり ゆき 井 上 礼 之 (昭和10年3月17日生)	昭和32年3月 ダイキン工業株式会社入社 平成6年6月 同 代表取締役社長 平成14年6月 同 代表取締役会長兼CEO 平成15年6月 阪急電鉄株式会社取締役 平成17年4月 阪急ホールディングス株式会社取締役 平成18年10月 当社取締役(現在) 平成26年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長 兼グローバルグループ代表執行役員(現在)	7,100株
4	再任 社外取締役候補者 もり はう すけ 森 詳 介 (昭和15年8月6日生)	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役(現在) 平成22年6月 関西電力株式会社代表取締役会長 平成28年6月 同 相談役(現在)	9,300株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
5	<mark>再任</mark> しま たに よし しげ 島 谷 能 成 (昭和27年3月5日生)	昭和50年4月 東宝株式会社入社 平成23年5月 同 代表取締役社長(現在) 平成27年6月 当社取締役(現在)	1,000株
6	再任 就	昭和50年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年6月 同 常務取締役 平成23年4月 同 代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役(現在) 平成27年4月 株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長(現在) 平成29年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役会長(現在)	11,320株
7	再任 なか がわ よし ひる 中 川 喜 博 (昭和28年5月6日生)	昭和51年4月 阪急電鉄株式会社入社 平成17年6月 同 取締役 平成19年4月 同 常務取締役 平成25年4月 同 代表取締役専務取締役 平成26年3月 同 代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役(現在) 平成29年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ代表取締役会長(現在)	14,300株
8	<mark>再任</mark> いなまさまる 秦 雅 夫 (昭和32年5月22日生)	昭和56年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成18年6月 同 取締役 平成18年10月 当社取締役 (現在) 平成20年4月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役 平成26年4月 同 専務取締役 平成28年4月 阪急電鉄株式会社取締役 (現在) 平成29年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長 (現在)	15,260株
9	新任 整	昭和56年4月 株式会社阪急百貨店入社 平成24年3月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役社長(現在) 平成24年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役(現在)	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 井上礼之氏及び森詳介氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、上場証券取引所に対し、井上礼之氏及び森詳介氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、両氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準(当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html)に掲載しております。)を満たしております。
 - 4. 井上礼之氏及び森詳介氏のそれぞれの選仟理中等は、次のとおりであります。
 - (1) 井上礼之氏

ダイキン工業株式会社の代表取締役を長年務め、また、公益社団法人関西経済連合会の 副会長も務めていることから、豊富な経営経験や財界人の視点からの意見が期待できるため であります。

また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、14年であります。

(2) 森 詳介氏

当社グループ同様、公益性が期待される事業を営む関西電力株式会社の代表取締役や公益社団法人関西経済連合会の会長を長年務め、豊富な経営経験や財界人の視点、企業の社会的責任という視点からの意見が期待できるためであります。

また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、7年であります。 なお、同氏が監査役を務めていた株式会社かんでんエンジニアリングにおきまして、 平成26年1月に、他の事業者と共同して受注調整を行ったことにより競争を実質的に制限 したとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が出されております。 本件に関しまして、同氏は、再発防止策及びその実施状況について報告を受け、これに対して監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

- 5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、井上礼之氏、森詳介氏及び島谷能成氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
- 6. 当社は、本議案が原案どおり可決されることを条件として、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、荒木直也氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

- 7. 阪急電鉄株式会社は、平成17年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を 阪急電鉄分割準備株式会社(同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更)に承継するとともに、商号を 阪急ホールディングス株式会社に変更しております。
- 8. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、平成18年10月1日に、 商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
- 9. 株式会社阪急百貨店は、平成19年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に 百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更しております。 また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、平成20年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、 商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 石橋正好、土肥孝治の2名が任期満了となりますので、 監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	再任 石 橋 芷 好 (昭和31年2月13日生)	昭和54年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成25年6月 同 常任監査役(現在) 平成25年6月 当社常任監査役(現在)	4,780株
2	新任 社外監査役候補者 こ み やま みち あり 小 見 山 道 有 (昭和19年9月23日生)	昭和46年4月 検事任官 平成11年1月 最高検察庁検事 平成11年7月 佐賀地方検察庁検事正 平成14年1月 神戸地方検察庁検事正 平成15年7月 大阪法務局所属公証人 平成25年9月 弁護士(現在)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 小見山道有氏は、社外監査役候補者であり、選任理由等は次のとおりであります。 神戸地方検察庁検事正等の要職を歴任された法曹であり、現在は弁護士として活躍されていることから、特にコンプライアンス経営の確保の視点からの意見が期待できるためであります。
 - 3. 当社は、上場証券取引所に対し、本議案が原案どおり可決されることを条件として 小見山道有氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、同氏は、証券 取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準 (当社ホームページ (http://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html) に掲載しており ます。) を満たしております。
 - 4. 当社は、本議案が原案どおり可決されることを条件として、会社法第427条第1項及び 当社定款第35条の規定に基づき、小見山道有氏との間で、会社法第423条第1項に規定 する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
 - 5. 石橋正好氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 小見山道有氏は、平成29年6月13日付で、阪急電鉄株式会社の監査役に就任する予定であります。

以上

事業報告(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

本期のわが国経済は、雇用情勢の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の下振れリスクへの懸念等があり、先行き不透明な状況で推移しました。

この間、当社グループにおきましては、中期経営計画に掲げる目標を達成すべく、グループ経営機能を担う当社のもと、中核会社を中心に、各コア事業の競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めました。

これらの結果、所期の利益目標は達成したものの、不動産事業において前期に施設用地の売却があった影響や、国際輸送事業において為替変動により円換算額が減少したこと等により、前期に比べ、営業収益、営業利益及び経常利益はいずれも減少しました。しかしながら、特別損益が改善したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は増加しました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益については、前期に引き続き、過去最高の実績となりました。

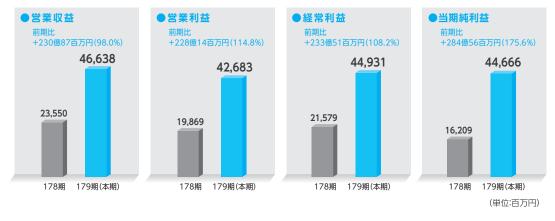
本期の当社グループ及び当社の成績は次のとおりです。

◎ 当社グループ(連結)



(注)本期より国際輸送事業の輸出混載貨物等に係る取引について、営業収益の計上方法を純額表示から総額表示に変更しています。この変更に伴い、前期の営業収益については、遡及適用後の金額(総額表示)で比較しています。

◎ 当社(単体)



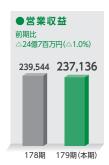
都市交通事業

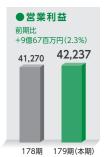
鉄道事業につきましては、阪急西院駅において、駅の東側に改札口を新設し、京福電気鉄道との乗継利便性の向上を図ったほか、エレベーターの新設等によりバリアフリー化を実現しました。また、阪神本線西宮市内連続立体交差事業(甲子園駅~武庫川駅間)において、上り線の高架への切替により上下線とも高架化が完了し、列車運行の一層の安全性向上を図りました。一方、サービス面では、阪急線の運行情報や沿線情報等をお知らせするスマートフォン用アプリ「TOKKアプリ」の配信を開始したほか、阪急線・阪神線において、「オープン型宅配ロッカー」を活用した荷物の受取サービスを一部の駅構内及びその近隣で開始するなど、お客様の利便性の向上に努めました。

自動車事業につきましては、阪急バスが兵庫県下の営業所の管轄路線において、また阪神バスが全路線において、それぞれバスロケーションサービスを開始し、バスの運行状況や到着予定時刻等をお客様にスマートフォン等でご確認いただけるようにするなど、利便性の向上を図りました。このほか、阪神バスが平成28年3月に尼崎市交通局から市営バスの全路線を譲り受け、同市全域に路線網を拡大しました。

流通事業につきましては、阪急線の一部の駅において、ネスレ 日本と共同で新業態のカフェ「ネスカフェ スタンド」の営業を 開始するなど、駅の魅力度の向上に取り組みました。

これらの結果、中食事業を展開している株式会社いいなダイニングが連結子会社から持分法適用関連会社となった影響等により、営業収益は前期に比べ24億7百万円(△1.0%)減少し、2,371億36百万円となりましたが、鉄道事業において動力費が減少したこと等により、営業利益は前期に比べ9億67百万円(2.3%)増加し、422億37百万円となりました。





(単位:百万円)



阪急西院駅



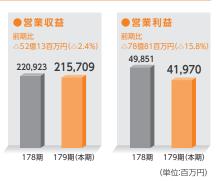
阪神本線西宮市内連続立体交差事業(甲子園駅~武庫川駅間)

不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、開業20周年を迎えた「ハービス PLAZA (大阪市北区)のレストランフロア等をリニューアルす るなど、商業施設・オフィスビルの競争力の強化と稼働率の維持向 上等に取り組みました。また、「(仮称)西宮北口阪急ビル」(兵庫県西 宮市) や他の事業者と共同で推進する [四谷駅前再開発事業] (東京 都新宿区)の新築工事にそれぞれ着手したほか、「神戸阪急ビル東館 建替計画 (神戸市中央区)、「京橋2-6街区再開発計画」(東京都中 央区) においてそれぞれ既存建物の解体丁事に取り掛かりました。 このほか、大規模開発事業「梅田1丁目1番地計画(大阪神ビル ディング及び新阪急ビル建替計画) | については、平成34年春頃の 全体竣工に向け、I期部分の新築工事を鋭意進めています。

不動産分譲事業につきましては、マンション分譲では、「ジオ千里 中央 ザ・レジデンス (大阪府豊中市)、「ジオ高槻ミューズレジス」 (大阪府高槻市)、「ジオ御苑内藤町」(東京都新宿区)、「ジオ経堂」 (東京都世田谷区)のほか、一棟を一括してリノベーションした 「プロド高槻」(大阪府高槻市)等を販売しました。また、宅地戸建分譲 では、「阪急彩都ガーデンフロント」(大阪府箕面市)、「阪急宝塚山手台 スカイル (兵庫県宝塚市)、「大阪中島公園都市 ハピアガーデン 四季のまち! (大阪市西淀川区)等を販売しました。

しかしながら、前期に彩都中部地区(大阪府茨木市)の施設用地を 売却した影響等により、営業収益は前期に比べ52億13百万円 (△2.4%)減少し、2.157億9百万円となり、営業利益は前期に比べ 78億81百万円(△15.8%)減少し、419億70百万円となりました。





ハービスPLAZA



┃ エンタテインメント・コミュニケーション事業

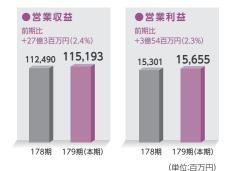
スポーツ事業につきましては、阪神タイガースが、チームスローガン「超変革 Fighting Spirit」を掲げてペナントレースを戦い、多くのファンの方々にご声援をいただきました。また、阪神甲子園球場では、飲食・物販店舗において、選手関連商品や限定企画商品が好評を博したほか、飲食メニューの一層の充実を図るなど、魅力ある施設運営に取り組みました。

ステージ事業につきましては、歌劇事業において、宙組公演「エリザベートー愛と死の輪舞(ロンド)ー」、雪組公演「私立探偵ケイレブ・ハント」・「Greatest HITS!」等の各公演が好評を博しました。また、演劇事業においては、宝塚歌劇による日本初演から20周年を記念した「エリザベート TAKARAZUKA 20周年 スペシャル・ガラ・コンサート」や、人気ゲームをミュージカル化した「バイオハザードーヴォイス・オブ・ガイアー」等、話題性のある多彩な公演を催しました。

コミュニケーションメディア事業につきましては、情報サービス事業において、システム開発の受託やEコマース(電子商取引)サイトの構築・保守等が好調に推移しました。また、放送・通信事業においては、ケーブルテレビの加入者数の維持拡大に努めたほか、地域限定の高速無線データ通信システム(地域BWA)を利用した個人向けインターネットサービスの加入者数も着実に伸ばしました。

このほか、六甲山地区においては、六甲山の自然・眺望と多様 なコンテンツを組み合わせた様々なイベントや企画を開催し、 一層の集客に努めました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ27億3百万円(2.4%)増加し、1,151億93百万円となり、営業利益は前期に比べ3億54百万円(2.3%)増加し、156億55百万円となりました。





阪神タイガース



宝塚歌劇団雪組公演 「Greatest HITS!」

事

旅行事業

旅行事業につきましては、海外旅行部門において、オセアニア 方面や東アジア方面の集客が好調に推移しましたが、国際情勢 の悪化の影響等により、ヨーロッパ方面の集客が減少しました。

国内旅行部門においては、お遍路の逆打ちが話題となった 四国方面等の集客が好調に推移しましたが、「平成28年熊本地震」 の影響により、九州方面の集客が減少しました。

一方、訪日旅行部門においては、インバウンド需要の拡大が継続する中で、積極的な営業活動を展開したことにより、特にヨーロッパからの集客が好調に推移しました。

これらの結果、営業収益は前期に比べ5億63百万円(△1.8%) 減少し、299億38百万円となり、営業利益は前期に比べ43百万円 (△6.4%)減少し、6億37百万円となりました。



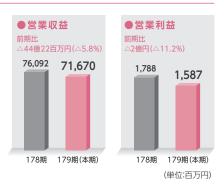


国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、海外法人において、東アジア・アセアンは航空輸送、海上輸送とも堅調に推移しましたが、米州・欧州は航空輸送が振るわず低調に推移しました。また、日本法人においては、海上輸出は堅調に推移したものの、航空輸入は厳しい状況が続きました。

そうした中、今後の成長が見込まれるアセアン地域でさらなる事業拡大を図るため、シンガポールにおいて物流倉庫の建設を引き続き推進しました。

これらの結果、海外法人において為替変動により円換算額が減少したこと等もあり、営業収益は前期に比べ44億22百万円(△5.8%)減少し、716億70百万円となり、営業利益は前期に比べ2億円(△11.2%)減少し、15億87百万円となりました。





ホテル事業

ホテル事業につきましては、宿泊需要の取込みを強化するため、 大阪新阪急ホテルの客室を増設するなど、施設のリニューア ルを順次実施したほか、宿泊主体型ホテル[remm(レム)]の 5号店として「レム六本木」を開業しました。また、京都新阪急ホ テルが開業35周年を、宝塚ホテルが開業90周年をそれぞれ迎え たことを記念して各種フェアを行うなど、積極的な営業活動を 展開するとともに、増加が見込まれるアヤアン諸国からのイン バウンド需要を取り込むため、シンガポールに海外初の営業所を 開設しました。

しかしながら、ホテル外でのレストラン等の運営を一部取り 止めたことに加えて、宿泊部門や宴会部門の売上が前期を下回った こと等により、営業収益は前期に比べ24億1百万円(△3.5%) 減少し、656億40百万円となり、営業利益は前期に比べ5億 2百万円(△15.2%)減少し、27億95百万円となりました。



2,795



レム六本木

その他

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は前期に比べ37億87百万円(9.7%)増加し、426億 46百万円となり、営業利益は前期に比べ3億72百万円(38.5%)増加し、13億40百万円となりました。

以上の各事業における取組に加え、グループ横断的な取組として、当社グループ及びエイチ・ツー・ オー リテイリンググループが発行するカードの共通ポイント[Sポイント]サービスを開始し、各事業に おける販売促進と顧客基盤の強化に努めました。このほか、未来にわたり住みたいまちづくりを目指して、 沿線を中心にグループの社会貢献活動「阪急阪神 未来のゆめ・まちプロジェクト」を推進し、市民 団体と協働したボランティア体験プログラムの開催や、将来の仕事を考える機会を提供する小学校への 出張授業等、様々な活動に取り組みました。

事

2. 対処すべき課題

(長期ビジョンの策定)

当社グループを取り巻く事業環境を中長期的にみますと、少子化等の影響により沿線人口の減少が見込まれるほか、技術革新等に伴いライフスタイルや生活環境も大きく変わっていくことが予想されます。こうした中でも、成長を志向する企業グループとなることを目指して、当社グループでは、今般、長期的にありたい姿とそれに向けて取り組むべき方向性・戦略を示すものとして「阪急阪神ホールディングスグループ 長期ビジョン2025|を策定いたしました。

この長期ビジョンでは、阪急・阪神の経営統合から20年を迎える平成37年度(2025年度)をターゲットにして、「深める沿線 拡げるフィールド」というスローガンのもと、上記の事業環境の変化を見据えながら、事業エリアとビジネスモデル(ストック型事業*1又はフロー型事業*2)という2つの基軸をベースに4つの事業戦略を定めています。

まず、梅田・沿線エリアにおけるストック型事業につきましては、「関西で圧倒的No.1の沿線の実現」に向けて、国土軸(東京-名古屋-大阪)の活力やアジアをはじめとする世界のパワーを沿線に取り込むとともに、新産業・先端技術を他社に先がけて沿線に呼び込み、加えて沿線の各所で魅力あるまちづくりを推し進め、定住・交流人口の増加を目指してまいります。

その一方で、梅田・沿線に集中しているポートフォリオの分散を図るため、市場規模の大きい首都圏や成長が期待できる海外において賃貸資産等のストック取得を進め、首都圏・海外におきましても安定的な収益基盤を構築いたします。

さらに、フロー型事業につきましては、阪急・阪神のブランド価値の最大化や、オンリーワンとなることを目指して商品・サービスの差別化を徹底的に追求し、それらにより事業競争力の一層の強化と事業のさらなる拡大を図ります。

そして、上記の3つの戦略に加えて、それらを補完及び底上げするため、「グループ総合力のさらなる発揮と新事業領域の開拓」についても、積極的に取り組んでまいります。

当社グループでは、これらの戦略を通じて持続的な企業価値の向上を図ることとし、平成37年度において、営業利益1,200億円、EBITDA*32,000億円、「有利子負債/EBITDA倍率」5倍台を目指して推し進めてまいります。

- ※ 1 ストック型事業…土地建物等の固定資産を保有して営業活動を行う事業(鉄道事業、不動産賃貸事業、放送・通信事業、 ホテル事業等)
- ※ 2 フロー型事業…大規模な固定資産を保有することなく、事業ノウハウ、人的資源及びブランド資産等を活用して営業活動を 行う事業(不動産分譲事業、スポーツ事業、ステージ事業、情報サービス事業、旅行事業、国際輸送事業等)
- ※ 3 EBITDA…営業利益+減価償却費+のれん償却費

(中期経営計画の策定等)

本期におきましては、営業利益が1,041億円となるとともに、有利子負債残高が8,995億円となった結果、「有利子負債/EBITDA倍率」は5.6倍となり、成長に向けた投資に着手しながらも、前回計画で示した有利子負債残高の目標(平成30年度末までに8千億円台への圧縮を図ること)を前倒しで達成することができました。

今後につきましては、平成30年度までを計画期間とする中期経営計画において、当該期間を従来からの「中長期的な成長のための基盤整備の時期」に加え、新たに「長期ビジョンの実現に向けた第一歩を踏み出す期間」と位置付け、長期ビジョンに定める4つの事業戦略に着手することといたします。

また、財務面では、長期ビジョンの実現に向けて営業利益及び E B I T D A のさらなる伸長を図っていくことを念頭に、上記の4つの戦略に則った成長投資に重点を置いて資金を配分してまいります。なお、財務健全性の指標については、今回からは、成長投資を推し進めていく観点から、有利子負債残高よりも「有利子負債/EBITDA倍率」を重視してまいります。

以上の方針のもと、平成29年度については、マンション事業において販売経費が増加することや都市交通事業において減価償却費の増加を見込むこと等から、営業利益は960億円、親会社株主に帰属する当期純利益は600億円、「有利子負債/EBITDA倍率」は6.0倍を見込んでおります。そして、平成30年度については、営業利益は980億円、親会社株主に帰属する当期純利益は610億円、「有利子負債/EBITDA倍率」は5.9倍となる見通しです。







事

一方、株主還元につきましては、当社では、より一層の経営基盤の強化に努めながら、安定的な配当の実施と自己株式の取得に取り組んでおります。そうした中、近時の業績が安定的に推移していることに加えて、「有利子負債/EBITDA倍率」が2期連続で5倍台を達成するなど財務体質の改善も着実に進捗していることを踏まえて、平成29年度の利益配分から、1株当たりの年間配当金を35円から40円(中間配当金20円、期末配当金20円)に引き上げることを予定しています。同時に、総還元性向*も従来の25%から30%に変更し、株主還元のさらなる充実を図ってまいります。

※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合

このほか、当社グループでは、社会貢献活動や環境に配慮した事業活動の推進、コンプライアンスの重視、リスクマネジメントの徹底等についてもグループを挙げて取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社グループは、グループ経営理念に掲げる「『安心・快適』、そして『夢・感動』をお届けすることで、お客様の喜びを実現し、社会に貢献する」使命を果たすべく、お客様や地域社会等との信頼関係を構築しながら、持続的な成長を図ってまいる所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い 申しあげます。

3. 資金調達の状況

当社グループでは、有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針として おります。

本期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、普通社債200億円の発行及びシンジケートローンによる調達300億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、本期末における有利子負債残高は8,995億23百万円となり、前期末に比べ170億46百万円の減少となりました。

4. 主要な借入先

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

5. 設備投資等の状況

本期の設備投資額は、862億12百万円で、その主な内容は、銀座3丁目開発計画及び梅田1丁目1番地計画(大阪神ビルディング及び新阪急ビル建替計画)であります。

6. 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・その他事業、ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲・その他事業、スポーツ事業
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	360	100.0	国際輸送事業
株式会社阪急阪神ホテルズ	100	100.0	ホテル事業
阪急バス株式会社	690	— (100.0)	自動車事業
株式会社エキ・リテール・サービス阪急阪神	10	— (100.0)	流通事業
阪急不動産株式会社	12,426	— (100.0)	賃貸事業、分譲・その他事業
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	50	— (100.0)	分譲・その他事業
株式会社阪神コンテンツリンク	230	— (100.0)	スポーツ事業
株式会社阪神タイガース	48	— (100.0)	スポーツ事業
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	4,000	— (45.0)	コミュニケーションメディア事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	コミュニケーションメディア事業
株式会社阪神ホテルシステムズ	100	— (100.0)	ホテル事業

- (注) 1. () 内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。
 - 2. 上記の会社を含め、連結子会社は93社、持分法適用会社は11社となっております。

8. 主要な事業内容並びに主要な営業所及び使用人の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当				
角 和 夫	代表取締役社長	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役			
坂 井 信 也	代 表 取 締 役	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社阪神タイガース 代表取締役会長			
杉山健博	代表取締役副社長	阪急電鉄株式会社 代表取締役副社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役			
井 上 礼 之	取 締 役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員			
森 詳介	取 締 役	関西電力株式会社 相談役			
相 岡 俊 一	取 締 役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役相談役 株式会社阪急阪神百貨店 取締役相談役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役			
島谷能成	取 締 役	東宝株式会社 代表取締役社長			
藤原崇起	取 締 役	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 株式会社阪神ホテルシステムズ 代表取締役会長			
中川喜博	取 締 役	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役			
生 井 一 郎	取 締 役	株式会社阪急交通社 代表取締役会長 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役			
岡 藤 正 策	取 締 役	株式会社阪急阪神エクスプレス 代表取締役社長			
野崎光男	取 締 役(人事総務室担当)	阪急電鉄株式会社 専務取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 取締役会長			
秦雅夫	取 締 役 (グループ経営計画) 担当)	阪神電気鉄道株式会社 専務取締役 阪急電鉄株式会社 取締役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役			
能上尚久	取 締 役 (グループ 経 営 企 画 室 (グループ事業政策) 担当)	阪急電鉄株式会社 専務取締役 株式会社阪急交通社 監査役 株式会社阪急阪神エクスプレス 監査役			
石 橋 正 好	常任監査役(常勤)	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役			
小林公一	常任監査役(常勤)	阪急電鉄株式会社 常任監査役			
土肥孝治	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役			
阪口春男	監 查 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役			
石 井 淳 蔵	監 査 役	流通科学研究所 所長 阪神電気鉄道株式会社 監査役			

- (注) 1. 取締役 井上礼之及び森 詳介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役 土肥孝治、阪口春男及び石井淳蔵は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 当社は、上場証券取引所に対し、取締役 井上礼之及び森 詳介並びに監査役 土肥孝治、阪口春男及び 石井淳蔵を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 3. 監査役 石橋正好は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役 杉山健博は、平成28年6月14日付で阪急電鉄株式会社代表取締役副社長及び阪神電気鉄道株式会 社取締役に、平成28年10月1日付で株式会社阪急交通社取締役及び株式会社阪急阪神エクスプレス取締役 に就任いたしました。
 - 5. 取締役 森 詳介は、平成28年6月28日付で関西電力株式会社相談役に就任いたしました。
 - 6. 取締役 中川喜博は、平成28年12月1日付で株式会社阪急阪神ホテルズ取締役に就任いたしました。
 - 7. 取締役及び監査役の異動
 - (1) 新任(平成28年6月14日付)

取締役 杉山健博

監査役 小林公一

(2) 退任 (平成28年6月14日付)

監査役 川島常紀

8. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第35条の規定に基づき、取締役 井上礼之、森 詳介、 相岡俊一及び島谷能成並びに監査役 土肥孝治、阪口春男及び石井淳蔵との間で、会社法第423条第1項に規定する 損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
井上礼之	取締役	ダイキン工業株式会社 取締役会長兼グローバルグループ代表 執行役員
森 詳介	取締役	関西電力株式会社 相談役
土 肥 孝 治	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役
阪口春男	監 査 役	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役 株式会社阪急阪神ホテルズ 監査役
石 井 淳 蔵	監 査 役	流通科学研究所 所長 阪神電気鉄道株式会社 監査役

- (注) 1. 阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪急阪神ホテルズは、当社の子会社(持株比率100%)であります。
 - 2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	(2) 23 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X 1 X						
	氏	名		地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
井	上	礼	之	取締役	10回のうち、 8回出席	_	主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての 視点から有益な発言を行っております。
森		詳	介	取締役	10回のうち、 9回出席		主に、豊富な経営経験に基づく企業経営者としての 視点から有益な発言を行っております。
土	肥	孝	治	監査役	10回のうち、 10回出席	12回のうち、 12回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を 行っております。
阪		春	男	監査役	10回のうち、 10回出席	12回のうち、 12回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を 行っております。
石	井	淳	蔵	監査役	10回のうち、 10回出席	12回のうち、 11回出席	主に、経営学の専門家としての視点から有益な発言を 行っております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	本期支給額(百万円)
取締役(うち社外取締役)	14(2)	127 (19)
監 査 役(うち社外監査役)	6(3)	17(6)
計(うち社外役員)	20 (5)	144(25)

- (注) 1. 支給人員及び本期支給額には、平成28年6月14日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の員数及び報酬等の額を含んでおります。
 - 2. 上記のほか、本期において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は27百万円であります。

4. 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容

当社では、取締役会において、以下の方針を決議しております。

取締役の報酬については、企業価値及び業績の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬体系とし、その役位に対して支給される現金報酬と、業績に連動して支給される報酬とから構成いたします。但し、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その職務の性質に鑑み、役位に対して支給される報酬のみで構成いたします。

なお、阪急電鉄株式会社又は阪神電気鉄道株式会社の取締役を兼任する者については、同社の報酬の一部として株式報酬型ストックオプションを付与しております。

V 会計監査人に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

事

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めとしたコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社、グループ会社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

当社及びグループ会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、 対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、当社監査役に報告いたします。

他部門からの独立性を確保した社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査に関する基本方針及び規程に従い、当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施いたします。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社及びグループ会社を対象に必要な体制を整備いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行います。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクにつきましては リスク管理担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門 又は各グループ会社が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、 これらの見直しを適時行います。 当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、内部監査部門がリスク管理の有効性評価を行います。

また、特に、鉄道等の公共輸送に携わるグループ会社につきましては、安全性を最優先した体制の整備を指導いたします。

(4) **当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制** 取締役会に加えてグループ経営会議を設置するものとし、グループ経営会議のメンバーには、 当社グループの各コア事業の責任者を加えます。

当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、経営計画等に関する重要事項につきましては、 グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果に つきましては、適時取締役会等に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及びグループ会社においてIT化を推進いたします。 当社グループ内の資金調達を当社に一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの 透明性を確保いたします。

(5) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各コア事業の中期・年度経営計画につきましては、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況に関する報告を求め、その内容を当社取締役会に報告いたします。

一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を 実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、また、グループ会社が当社に適時 報告する体制を整備いたします。

コンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等につきましては、当社グループ全体を その対象とし、必要な体制を整備いたします。

事

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任 スタッフを配置いたします。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行います。 監査役を補助する使用人の異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行います。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役が出席する取締役会、グループ経営会議等において当社グループの重要事項の報告を行います。 当社及びグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき監査役が必要と認める事項を 適時報告する体制を整備いたします。

内部監査部門は、監査役に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含みます。)に関する報告を適時行います。

監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いをいたしません。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払等を必要とする場合は、これを支出いたします。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役 監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ります。

監査役に関わる規程を制定・改定・廃止する際は、監査役と事前に協議を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する各種研修等の教育を実施しているほか、グループ各社においても職位や職務に応じて独自の教育を行うことで、コンプライアンス意識の一層の向上を図っています。

内部通報窓口として、社内窓口に加え、外部の弁護士による窓口を設置し、その周知に努めるとともに、通報があった事案については、担当部門が調査のうえ、事案の内容及び調査結果を、社長及び監査役に報告しています。

内部監査部門が、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制を評価するとともに、監査法人が、当該評価の監査を実施しています。

弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取組を行っています。

(2) リスク管理に関する取組

当社及びグループ会社において、リスクの発生可能性・頻度及び現実化したときの影響度等を 勘案のうえ、その重要性を評価し、リスクの現実化を未然に防止又は低減するための対策を立て、 リスクの管理を行っています。

当社グループにおけるリスク対策の状況等について、適時取締役会において報告するとともに、内部監査部門が、リスク管理の有効性評価を実施しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組

業務組織、事務分掌、意思決定制度等に定める権限と責任及び執行手続に基づき業務執行を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、当社グループの経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件等について、審議・報告を行っています。

電子決裁システムを含むグループウェアの導入などITシステムの導入を進めるとともに、 当社グループ内の資金調達を当社に一元化しています。

(4) 監査役監査の環境整備に関する取組

監査役の職務を補助する体制として、独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを 配置しています。 社長を始めとする代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、経営課題等について意見を交換し、 意思疎通を図っています。内部監査部門は当社及びグループ会社を対象とした内部監査活動(内部通報 制度の運用状況を含みます。)について、また、コンプライアンス担当部署及びリスク管理担当部署は 当社グループにおけるコンプライアンス経営の推進状況及びリスク管理の実施状況について、それぞれ 定期的かつ適時に監査役に報告しています。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

WI 特定完全子会社に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(http://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/)に掲載しております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

IN 🗆	178期(ご参考)	179期(本期)
科目	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在
資産の部		
流 動 資 産	255,535	269,992
現金及び預金	24,225	24,255
受取手形及び売掛金	73,141	83,492
販売土地及び建物	103,060	107,234
商品及び製品	2,605	2,368
仕掛品 .	4,656	3,724
原材料及び貯蔵品	4,466	4,524
繰延税金資産	6,427	7,044
その他	37,188	37,606
貸倒引当金	△234	△260
 固定資産	2,026,644	2,079,839
有形固定資産	1,697,070	1,734,702
建物及び構築物	572,227	563,652
機械装置及び運搬具	53,529	57,525
土地	931,355	935,126
建設仮勘定	120,589	158,847
その他	19,369	19,552
無形固定資産	40,507	37,284
のれん	23,295	20,822
その他	17,211	16,461
投資その他の資産	289,066	307,852
投資有価証券	248.097	267,979
繰延税金資産	4,323	4,146
退職給付に係る資産	5.947	7,194
その他	31,046	28,810
貸倒引当金	△347	△279
資 産 合 計	2,282,180	2,349,831

科目	178期(ご参考)	179期(本期)
17 🗀	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在
負債の部		
流動負債	456,134	419,291
支払手形及び買掛金	37,480	40,086
未払費用	18.199	17.938
- 木が負用 短期借入金	205,909	178,408
7-1101-1		
1年内償還予定の社債	30,000	10,000
リース債務	1,794	
未払法人税等	6,188	9,704
賞与引当金	4,638	
その他	151,924	
固定負債	1,101,807	
長期借入金	589,100	610,523
社債	82,000	92,000
リース債務	7,765	6,795
繰延税金負債	189,812	179,530
再評価に係る繰延税金負債	5,152	5,152
退職給付に係る負債	61,839	61,459
長期前受工事負担金	54,614	60,846
その他	111,521	109,571
負債合計	1,557,942	1,545,171
純資産の部		
株主資本	686,695	759,875
資本金	99.474	
資本剰余金	145,974	/
利益剰余金	449,535	527,884
自己株式	△8,289	
その他の包括利益累計額	20,639	27,074
その他有価証券評価差額金	17,684	22,545
保延ヘッジ損益	17,004 △896	472
は 大地再評価差額金	5,598	5.546
		- ,
為替換算調整勘定	1,072	100
退職給付に係る調整累計額	△2,818	△1,591
新株予約権	424	496
非支配株主持分	16,478	17,213
純 資 産 合 計	724,237	804,659
負債純資産合計	2,282,180	2,349,831

連結損益計算書

	178期(ご参考)		179期(本期)	
科 目 (平成27年4月1日から)		月1日から	平成28年4月1日から	
	平成28年3月31日まで		平成29年3月31日まで	
営業収益		746,792		736,763
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	605,512		603,260	
販売費及び一般管理費	30,987	636,499	29,443	632,704
営 業 利 益		110,293		104,058
営業外収益				
受取利息	106		115	
受取配当金	1,017		976	
持分法による投資利益	5,748		8,630	
雑収入	2,285	9,158	2,066	11,789
営業外費用				
支払利息	12,506		11,166	
雑支出	2,465	14,972	4,073	15,240
経 常 利 益		104,479		100,607
特別利益				
工事負担金等受入額	37,820		2,114	
固定資産売却益	126		453	
投資有価証券売却益	33		872	
その他	822	38,802	815	4,255
特別損失				
固定資産圧縮損	37,818		2,180	
固定資産除却損	951		546	
減損損失	2,692		901	
その他	5,732	47,194	429	4,057
税金等調整前当期純利益		96,087		100,805
法人税、住民税及び事業税	20,495		26,081	
法人税等調整額	4,043	24,538	1,850	27,931
当期 純 利 益		71,549		72,873
非支配株主に帰属する当期純利益		1,577		1,570
親会社株主に帰属する当期純利益		69,971		71,302

計算書類

貸借対照表

科目	178期(ご参考) 平成28年3月31日現在	179期(本期) 平成29年3月31日現在
資産の部 流動資産 現金及び預金 未収入益 未収収益 短期貸付金 前払費用 繰延税金資産 その他	118,697 12 11,402 730 106,478 44 — 28	89,313 15 16,328 696 72,160 23 40 48
固定資産	1,128,377	1,175,886
有形固定資産	153	67
建物	—	0
工具、器具及び備品	106	63
建設仮勘定	47	3
無形固定資産	1,135	960
商標権	2	2
ソフトウエア	1,112	934
その他	19	23
投資その他の資産	1,127,088	1,174,858
投資有価証券	20,692	24,073
関係会社株式	552,478	552,478
長期貸付金	553,895	598,247
長期前払費用	19	57
その他	2	1
資 産 合 計	1,247,074	1,265,200

科目	178期(ご参考) 平成28年3月31日現在	179期(本期) 平成29年3月31日現在		
負債の部				
流動負債	210,286	166,178		
短期借入金	176,504	149,924		
1年内償還予定の社債	30,000	10,000		
未払金	1,096	966		
未払費用	1,059	915		
未払消費税等	72	43		
未払法人税等	1,533	4,271		
繰延税金負債	13	_		
預り金	7	57		
その他	0	_		
固定負債	611,305	640,935		
社債	82,000	92,000		
長期借入金	513,309	532,072		
繰延税金負債	15,988	16,812		
その他	8	50		
負債合計	821,592	807,113		
純資産の部				
株主資本	418,135	448,771		
資本金	99,474	99,474		
資本剰余金	149,258	149,258		
資本準備金	149,258	149,258		
利益剰余金	176,238	212,091		
利益準備金	280	280		
その他利益剰余金	175,958	211,811		
繰越利益剰余金	175,958	211,811		
自己株式	△6,836	△12,054		
評価•換算差額等	6,922	8,818		
その他有価証券評価差額金	6,922	8,818		
新株予約権	424	496		
純 資 産 合 計	425,482	458,086		
負債純資産合計	1,247,074	1,265,200		

損益計算書

科目	178期(ご参考) (平成27年4月1日から (平成28年3月31日まで)		179期(本期) (平成28年4月1日から) (平成29年3月31日まで)	
営業 収益				
関係会社受取配当金	20,395		43,308	
関係会社受入手数料	3,155	23,550	3,329	46,638
営業費				
一般管理費		3,681		3,954
営業利益		19,869		42,683
営業外収益				
受取利息及び配当金	12,125		11,277	
その他	916	13,041	938	12,215
営業外費用				
支払利息	10,814		9,554	
その他	517	11,331	414	9,968
経 常 利 益		21,579		44,931
特別損失				
関係会社株式評価損		5,917		-
税引前当期純利益		15,662		44,931
法人税、住民税及び事業税	90		330	
法人税等調整額	△ 637	△547	△ 65	264
当期純利益		16,209		44,666

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 芳 則 印 指定有限責任社員 公認会計士 淺 野 禎 彦 印 接 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴 木 重 久 印 業 務 執 行 計 員 公認会計士 鈴 木 重 久 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示が ないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、 不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池 \mathbf{H} 芳 則 (ED) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 淺 野 禎 彦 (ED) 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 重 久

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその 附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めて いる。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第179期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査 人等からその職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と 意思疎涌を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、 重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び 監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等において事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)については、その整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づく構築及び運用の状況について取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」(「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組」等)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組」及び「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

阪急阪神ホールディングス株式会社 監査役会 常任監査役(常勤) 石 橋 正 好 ⑪ 常任監査役(常勤) 小 林 公 一 ⑪ 監査役(社外監査役) 土 肥 孝 治 ⑪ 監査役(社外監査役) 五 月 瓊 ⑪ 監査役(社外監査役) 石 月 淳 蔵 ⑬

株主総会会場ご案内図





梅田芸術劇場メインホール

- ※ 会場には駐車場・駐輪場がございませんので、ご来場に は公共交通機関をご利用ください。
- ※ 受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06(6373)5100







この印刷物は、大豆油インキを包含した植物油インキと適切に管理された森林の木材を利用している FSC®認証紙を使用しています。